

観光バスバリアフリー化支援補助金交付要綱

28公東観地観第197号
平成28年6月13日決定
28公東観地観第311号
平成28年8月30日一部改正
2公東観地観第7号
令和2年4月1日一部改正
3公東観地観第237号
令和3年4月28日一部改正
3公東観地観第2711号
令和4年3月31日一部改正
5公東観産観第77号
令和5年4月25日一部改正
6公東観産観第789号
令和7年3月27日一部改正
7公東観産観第845号
令和8年3月24日一部改正
8公東観産観第234号
令和8年6月29日一部改正

(通則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する観光バスバリアフリー化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、障害者や高齢者が、安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラである観光バスについて、乗降用リフト装置付車両の導入を推進することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は次の各号をすべて満たし、車両を保有する者、又は以下の各号をすべて満たしている者に車両を貸与する者とする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者。

2 ただし、次の各号に該当する者は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がある者。
- (2) 事業の停止処分等を受けている者。
- (3) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などから補助事業の交付決定取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起こした者。

- (4) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などによる補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、当該補助事業所定の財産処分期間内に処分を行ったことで不当に利益を得た者。ただし、災害等やむを得ない理由による処分の場合を除く。
- (5) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けている者（法人にあたっては代表者も含む）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者。
- (8) 都税その他租税の未申告又は滞納がある者（猶予を受けている場合を除く）。
- (9) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者等。
- (11) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長（以下「理事長」という。）が判断する者。

（補助金交付対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う、以下の各号の要件を満たす乗降用リフト装置付観光バス車両（以下「補助対象車両」という。）を新規導入するための整備とする。

- (1) 前条第1項第2号に定める事業の用に供する観光周遊及び空港アクセス等の事業用自動車であること。
- (2) 乗降用リフト装置等（車椅子のまま乗降できるリフト装置又はスロープ等に限る。）を新たに装備した車両であること。
- (3) 乗車定員11人以上であること。
- (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める道路運送車両の検査等及び自動車の登録を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること。
- (5) 補助事業者が所有者となり、かつ東京都内に使用の本拠を置く車両であること。
- (6) 排ガスがPM排出基準値0.18g/KWh以下であること。

2 補助事業は、原則として、交付決定を受けた日の翌日から1年後の日までの間に実施されなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1で定める事業の実施に要する経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税やその他租税公課相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額及び補助率は別表1で掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費には、国及び地方公共団体等が実施する他の補助制度の対象となった経費を含まない。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による交付申請書及び別記第2号様式による誓約書にその他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第3号様式による交付決定通知書をもって、当該申請者に速やかに通知する。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2による不交付決定通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 この補助金は、補助事業完了後、第20条の請求に基づいて交付する。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金交付決定通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第11条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

5 第8条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

(補助事業の内容等変更)

第12条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、別記第4号様式による補助事業計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、いかなる場合でも、事前連絡なく事業内容を変更した場合には、当該変更箇所に係る経費は補助対象外とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

2 前項による申請があったときは、変更内容を調査・審査の上、承認すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、その旨を別記5号様式により補助事業者に通知するものとする。その際、理事長は、必要に応じて条件を付す、もしくは変更内容の修正を指示することができるものとする。

(補助事業の中止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、別記第6号様式による中止申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による申請があったときは、調査・審査の上、中止すべきと認めたものについて補助金の中止を決定するものとし、その旨を別記第7号様式による補助事業中止承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第8号様式による補助事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき理事長から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第15条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第16条 理事長は、補助事業者が提出する報告書、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後30日以内に別記第9号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式による確定通知書により補助事業者へ通知する。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じた額の合計額(1,000円未満の端数は切捨て)と補助交付決定額のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第19条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第17条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の支出)

第20条 第18条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに別記第11号様式による補助金請求書を理事長に提出する。

2 理事長は、当該請求書が提出されたときは、速やかに支出する。

(重複受給の禁止)

第21条 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の補助対象経費と併用することはできない。国又は地方公共団体等が実施する補助金等と併用する場合は、当該補助金の補助対象経費から控除することとする。

(補助対象車両の貸与)

第22条 補助事業者は、第8条の交付決定により承認された補助対象車両の貸与を実施する場合においては、補助対象車両の貸与を受ける者(一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行を行う者)に限る。)又は一般貸切旅客自動車運送事業を営む者に限る。)に対し、本事業の目的及びこの要綱の内容を周知し、適正な運営に努めなければならない。

(決定の取消し)

第23条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による交付決定を受けた日の翌日から1年後の日までの間に事業に着手しなかったとき。
- (6) その他、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第24条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第25条 補助事業者は、第23条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第26条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第27条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第28条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 理事長は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第29条 理事長は、補助事業者の名称・代表者名を公表することができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(財産の管理及び処分)

第30条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第12号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第13号様式による財産処分承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。その際、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(帳簿の保管義務)

第31条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(義務の承継)

第32条 補助事業者が、補助事業実施の成果を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は、承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(都との情報共有)

第33条 本事業を円滑に実施するに当たり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（別記第1号様式から別記第13号様式まで及びその添付書類）について、東京都と情報を共有することとする。

(非常災害等の場合の措置)

第34条 非常災害等による影響を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第35条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和３年４月２８日から施行する。

附 則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年５月８日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率・補助限度額
観光バス車両のバリアフリー化に係る事業	補助対象車両及び通常車両の新車導入に係る経費の差額、又は乗降用リフト装置等を新たに架装するために要する経費	補助率 10/10 補助限度額 別表2のとおり

※ 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の補助対象経費と併用することはできない。国、地方公共団体等が実施する他の同様な補助金の交付を受ける場合、当該補助金額は、補助対象経費から控除する。

※ 以下については補助対象経費に含まれない。

- ・ 補助事業に関係のない物品購入などの経費
- ・ 間接経費（送料、振込手数料、交通費、通信費、収入印紙代、光熱費 等）
- ・ 直接人件費（仕切りを設置した社員の人件費 等）
- ・ 本事業に係るものとして、明確に区分できない費用
- ・ 消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額
- ・ 補助金交付申請等の手続に係る経費（申請書作成代行、各種証明書取得経費 等）
- ・ 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、領収書等の帳票類が不備の経費交付申請書に記載のものと異なる設備等の購入に係る経費
- ・ 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費
- ・ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- ・ 契約から支払までの一連の手続きが、補助事業実施期間内に行われていない経費
- ・ 交付決定前に実施した補助事業に要する経費
- ・ 設置後の維持費、メンテナンスに係る経費
- ・ 他社発行の手形や小切手により支払いが行われている経費
- ・ ポイントにより支払いが行われている経費
- ・ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）、顧問契約の相手方等との取引に係る経費（ただし、補助事業において、その内容が車両躯体等に影響を及ぼす等、真に止むを得ない場合を除く。）
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得る経費
- ・ 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- ・ 補助事業完了後に、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の一定期間継続使用が見込めないものに係る経費
- ・ 公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
- ・ その他、理事長が適切ではないと判断する経費 等

別表 2

区分		補助限度額
大型車	乗車定員 11 人以上かつ車両全長 9 m 以上 又は乗車定員 50 人以上の車両	8,000 千円
中型車	乗車定員 11 人以上かつ 大型車、小型車以外の車両	5,000 千円
小型車 (通勤用車含む)	車両全長 8 m 以下かつ 乗車定員 11 人以上 33 人以下の車両	3,000 千円